

高校 1 年生 保護者各位

芝浦工業大学柏高等学校

### 高等学校等就学支援金の手続きについて

「高等学校等就学支援金制度」は、家庭の教育費負担軽減を図るための国による授業料支援の仕組みです。支援を受けるには基準を満たしたうえで申請が必要となります。生徒全員にログイン ID が付与されますので、利用されない場合でもログインのうえで、意向を登録いただくようお願いいたします。

#### 1. 就学支援金が支給される収入基準

市区町村民税の課税標準額×6% －市区町村民税の調整控除の額	親権者の 年収目安	支給ランク	月額	年額 (12 か月)
154,500 円未満	650 万円未満	加算あり	33,000 円	396,000 円
304,200 円未満	960 万円未満	加算なし	9,900 円	118,800 円
304,200 円以上	960 万円以上	支給なし	－	－

- ・課税標準額は、勤務先から配付される住民税の「令和 5 年度特別徴収税額通知書」、または市区町村から郵送される住民税の「令和 5 年度税額決定納税通知書」、市区町村窓口で発行する「所得課税証明書」などで確認できます。
- ・住民税の課税地が政令指定都市の場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じます。
- ・親権者の年収目安は親権者の合算により判断されます。年収目安は保護者のうちどちらか一方が働き、高校生 1 人(16～18 歳)、大学生 1 人(19～22 歳)で構成される 4 人世帯を想定しています。
- ・2023(令和 5)年 1 月 1 日時点で保護者等が海外に赴任していたため、住民税が課されていない世帯については、保護者の一方が海外赴任の場合、国内に在住する親権者が所得要件を満たしていれば、基本額(118,800 円)のみ支給されます。双方海外赴任の場合も、基本額(118,800 円)のみ支給となります。

#### 2. 申請の手続き

##### ①オンラインで申請する

配布した「ログイン ID」「パスワード」で「e-Shien」 <https://www.e-shien.mext.go.jp/> にログインし、学校の WEB サイト「事務室より」に掲載する利用マニュアルを参照しながら、登録してください。

**申請しない場合には、ログイン後の意向登録を済ませ終了です。**

##### ②書類の提出（郵送可）

「高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書」に記入のうえ、**事務室へ直接提出してください。**担任は受け取ることができません。

郵送の場合には配達記録の残るレターパックでお送りください。**事務室受付締切は 4 月 22 日**です。申請完了には①、②両方の手続きが必要となります。

#### 3. 7 月以降の手続き

##### ①2024 年 4 月に申請し、認定された方

原則 3 年間、継続意向登録(学校からお知らせします)以外の手続きは不要です。但し、保護者や課税地の変更があった場合には事務室へお知らせください。

##### ②2024 年 4 月時点では条件不適合で認定されなかったが、7 月以降は条件適合となり申請する場合、又は 2024 年 4 月時点では条件適合であったが申請せず、7 月以降も適合しているため申請する場合

千葉県から申請の日程について連絡が入り次第、別途お知らせします。申請手順は4月と同様です。

(参考)2024年度から2025年度までの手続きの流れ

【2024年4月】今回の通知

・今年度入学者

2023(令和5)年度の市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じる)が304,200円未満(親権者合算)ですか？

Yes



No



2024年4～6月の3か月間について、就学支援金が支給されます。オンライン申請のうえ、**4月22日までに「高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書」**を提出ください。

2024年4～6月の3か月間について、就学支援金は支給されません。**4月22日までにオンライン「意向登録」**で申請しない旨を登録ください。

【2024年6～7月】別途お知らせします

・2024年4～6月に就学支援金受給資格を認定された方

申請時に提出されたマイナンバーをもとに受給資格認定が行われますので、原則として継続意向登録以外の手続は不要です。

・2024年4～6月に就学支援金受給資格を認定されなかった方

2024(令和6)年度の市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じる)が304,200円未満(親権者合算)ですか？

Yes



No



2024年7月～2025年6月の12か月間について、就学支援金が支給されます。今後別途指定される日までにオンライン申請のうえ、「高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書」を提出ください。

2024年7月～2025年6月の12か月間について、就学支援金は支給されません。今後別途指定される期日までにオンライン「意向登録」で申請しない旨を登録ください。

【2025年6～7月】別途お知らせします

・2024年7月～2025年6月に就学支援金受給資格を認定された方

申請時に提出されたマイナンバーをもとに受給資格認定が行われますので、原則として継続意向登録以外の手続は不要です。

・2024年7月～2025年6月に就学支援金受給資格を認定されなかった方

2025(令和7)年度の市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じる)が304,200円未満(親権者合算)ですか？

Yes



No



2025年7月～2026年6月の12か月間について、就学支援金が支給されます。今後別途指定される日までにオンライン申請のうえ、「高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書」を提出ください。

2025年7月～2026年6月の12箇月間について、就学支援金は支給されません。今後別途指定される期日までにオンライン「意向登録」で申請しない旨を登録ください。

以上